

令和5年8月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月15日（火） 午後1時30分から午後2時43分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（9名）。
会 長 1番 有働憲一
会長代理者 2番 金栗孝義
委 員 3番 猪口琢真 4番 菊川俊二 5番 吉田広志 6番 本山圭司
8番 池田弘昭 9番 山崎照代 10番 中畑昇
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（2名）。
7番 高木修治 11番 池田勝美
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（12名）。
江上幸一 樋口哲男 上田憲一 大城戸一義 深草哲夫 中嶋孝 山下栄次
牛島宣雄 竹下孝昭 有富博明 落合修 石原寛之
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（5名）。
前淵慎一郎 福山修 浦部俊一 井島武士 吉永剛
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」の変更に係る意見について
報告第1号 中途解約通知書について
報告第2号 許可不要転用届について
6 その他
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 池上 圭造（兼庶務係長）
主事 泉 光星
会計年度任用職員 中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局 池上	<p>1 開会 定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。 まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。 「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から、令和5年8月和水町農業委員会総会を開会します。</p>
会長 有働	<p>2 会議成立宣言 本日は、農業委員11名中9名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。</p> <p>3 会長挨拶 有働会長、挨拶をお願いします。</p> <p>みなさん、改めまして、「こんにちは。」 8月の総会は10日の予定でしたが、台風の影響で開催日の変更をせざるを得ませんでした。総会会場が台風の避難場所になりました。場所の関係と皆さんの安全を考えて本日の開催ということになりました。 このような中、8月総会にお集まりいただきありがとうございました。 暑い日が続いています。例年と違い、異常なほどの暑さです。農作業中でも熱中症などに十分注意してください。 和水町でも、先月、農作業中にトラクターのロータリーに巻き込まれ、亡くなられたという事故が発生しています。県内でも、荒玉地区は事故が多いという話を聞いています。皆さんも、事故にも注意して農作業を行ってください。 8月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。</p>
事務局 池上	<p>有働会長、ありがとうございました。 会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。</p>
議長 有働	<p>4 議事録署名人の指名 本日の議事録署名委員は、6番本山委員と8番池田弘昭委員をお願いします。 それでは、議事に入ります。</p>
事務局 泉	<p>5 議事 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が5件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページから4ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転の整理番号1 江田の譲渡人から瀬川の譲受人へ（売買） 所有権移転の整理番号2 上十町の譲渡人から上十町の譲受人へ（売買） 所有権移転の整理番号3 中十町の譲渡人から中十町の譲受人へ（贈与） 所有権移転の整理番号4 和仁の譲渡人から和仁の譲受人へ（贈与） 所有権移転の整理番号5 合志市の譲渡人から上和仁の譲受人へ（売買）</p> <p>これらの案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。 議案第1号にかかる事務局からの説明は以上となります。</p>
議長 有働	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。</p>

議案第1号につきまして、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。
申請人及び土地の所在地等については、議案の5ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 車庫用地

申請地は、中和仁地区内の住宅地の一角にある農地です。

申請人は、平成20年に、住宅に隣接して車庫兼物置を建築しましたが、僅かに申請地部分に越境していることが判明したため、車庫用地として転用申請されるものです。この申請地部分については、地目は畑ではありますが、分筆登記されています。追認案件となりますので、始末書が添付してあります。

申請地は、水道や排水について居宅に準じて整備されており、また、周辺の農地に対して被害を及ぼす恐れはないと思われ、

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、現在の宅地を拡張する形での転用となりますので、代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、既に転用済みですので、問題ありません。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても、既に転用済みであるため問題ありません。

「計画面積の妥当性」は、計画面積から判断すると、妥当であると思われ、

「周辺農地等にかかる営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はあるものの、日照、通風等の周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われ、

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

議案第2号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
続いて、整理番号1について、現地確認をしていただいた池上局長の報告をお願いします。

事務局 池上

整理番号1について、事務局池上が報告します。

本来は、現地確認をしていただいた池田勝美委員、吉永推進委員が報告するところですが、本日欠席されていますので、一緒に現地確認を行いました私、池上が報告します。

7月26日、午後1時に、池田勝美委員、吉永推進委員と事務局池上で現地確認を行いました。

申請地は、中和仁地区内の住宅地の一角をなしていました。

申請地は現状では耕作されておらず、申請者の庭先として利用されていました。

平成20年に、申請人の宅地に倉庫兼車庫を建築した際、10㎡ほど隣の農地にはみ出して建築してしまったものでした。

現状として建物の一角と軒先部分が農地にはみ出していました。

同所は水道や排水については居宅に準じて整備されていますので、農作物の生育に対して影響はありませんし、日照・通風などの影響もありません。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれは有りません。

はみ出している部分については、杭を打ち、分筆されていました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた池上局長からの報告がありました。

議案第2号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。

今回、賃貸借権設定の整理番号1から3及び所有権移転の整理番号1は、農業委員会の委員が関与される案件です。

会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、まずは、それらの案件を除いて審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第3号「農用地利用集積計画について」

農用地利用集積計画の賃貸借権設定の申出書が6件と、所有権移転の案件が1件提出されています。

農用地利用集積計画書によりますと、賃貸借権設定の申出書6件中、新規設定が3件、再設定が3件となっています。

まず、委員が関与される賃貸借権設定の整理番号1から3と所有権移転の整理番号1を除いて説明します。

賃貸借権設定の整理番号1から3を除く、整理番号4から6の計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案の7ページをご覧ください。

これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」といいます。)」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしていません。

賃貸借権設定の整理番号1から3及び所有権移転の整理番号1を除く議案第3号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 及び所有権移転の整理番号 1 を除く議案第 3 号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 及び所有権移転の整理番号 1 を除く議案第 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 及び所有権移転の整理番号 1 を除く議案第 3 号については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 について、審議します。

この案件については、農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第 10 条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員 退室 ——

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第 3 号の、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 について説明します。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案の 6 ページをご覧ください。

これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。

議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただいま、事務局から説明がありました。

議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 から 3 については、原案のとおり承認することに決定しました。

関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働

次に、議案第 3 号の所有権移転の整理番号 1 について、審議します。

この案件については、農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第 10 条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員 退室 ——

議長 有働 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉 議案第3号の所有権移転の整理番号1について説明します。
農用地利用集積計画の所有権移転（売買）の案件、1件です。
この計画の当事者及び土地の所在地等につきましては、議案の8ページにてご確認ください。
この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
議案第3号の所有権移転の整理番号1にかかる、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働 ただいま、事務局から説明がありました。
議案第3号の所有権移転の整理番号1について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第3号の所有権移転の整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 全員賛成です。
よって、議案第3号の所有権移転の整理番号1については、原案のとおり承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働 次に、議案第4号「『農業経営基盤強化の促進に関する基本構想』の変更に係る意見について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉 議案第4号「『農業経営基盤強化の促進に関する基本構想』の変更に係る意見について」
「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」の変更に係る意見については、農林振興課の庄山参事が説明をいたします。
資料は、総会資料と別にお配りしております資料をご覧ください。
なお、議案第4号の意見につきましては、農業委員会の総意を町に提出することとなりますので、推進委員の皆様にも審議・採決の程よろしくお願いします。
それでは、庄山参事よろしくお願いします。

—— 庄山参事から説明 ——

農振課 庄山 令和5年4月1日付けで改正された農業経営基盤強化促進法の内容に基づいて、「基本要綱（国）」「基本方針（県）」「基本構想（町）」を一体的に変更する必要があります。
和水町においては、農業経営基盤強化の促進に関する「基本構想」を変更します。
主な変更箇所は、次の3項目です。
1 農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加します。
2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

る目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項を追加します。

3 農業経営基盤強化促進事業に関する考え方等の記述を追加しました。

これらの基本構想の変更(案)につきましては、委員の皆様には先にお配りし、お読みいただいている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」のとおりですが、地域の実情を適切に反映したより良い内容とするため、農業委員会委員の皆様のご意見をお聞かせいただくものです。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長 有働

ただいま、説明がありました。
議案第4号について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第4号については、異議なしとして町に提出することに賛成の農業委員及び推進委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手(賛成多数) ——

議長 有働

全員賛成(賛成多数)です。
よって、議案第4号『農業経営基盤強化の促進に関する基本構想』の変更に係る意見については、異議なしとして町に提出することに決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員の皆様から何かご意見、質問等はありませんか。

—— 意見・質問等なし ——

議長 有働

無いようですので、報告案件に移ります。
報告第1号及び報告第2号について、事務局から報告をお願いします。

事務局 泉

報告第1号「中途解約通知書について」
農地の貸借権の中途解約が3件ありました。全て貸し手・借り手双方合意による解約です。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の9ページと10ページをご覧ください
以上で、報告第1号の報告を終わります。

報告第2号「許可不要転用届について」
続きまして、報告第2号「許可不要転用届について」報告します。
農地の許可不要の転用届、3件の案件になります。無線基地局の設置が2件と農業用倉庫用地への転用が1件となっております。
届出人、土地の所在、申請内容等については、総会資料の11ページをご覧ください。
以上で、報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 意見・質問等なし ——

議長 有働

無いようですので進行を事務局へお返しします。

事務局 池上

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料の12ページをご覧ください。

事務局から、事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和5年8月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 6番 _____

署名委員 8番 _____

議事録調製者 池上 圭造
本誌（表紙除く） 9頁